

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 3 年 8 月 18 日

申請者 氏名又は名称

アイテム株式会社

住所

〒611-0011 京都府宇治市五ヶ庄福角69-6

代表者氏名

シモ ミヤ キ ヨ

電話番号

代表取締役 下宮 貴世

FAX番号

TEL 0774-33-7040

メールアドレス

FAX 0774-33-7045

info@mizu-sos.net

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 3 年 8 月 18 日

届出者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

アイテム株式会社

〒611-0011 京都府宇治市五ヶ庄福角69-6

代表取締役

下 宮 貴 世

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
選任
解任
の届出
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	アイテム株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
下 宮 貴 世	第179234号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第一七九二三四号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 京都府

氏名 下宮 貴世

昭和四十二年十二月十二日生

水道法(昭和三十年法律第百七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成十二年二月十五日

厚生大臣 丹羽 雄哉



●アイテム(株) 主任技術者選任状況

○…選任中 ●…解任届 ●…選任届

	下宮 貴世	重富 幸司	岡田 明	下宮 芳実
	179234	179235	184276	179233
1 奈良市	○	●	●	
2 大和高田市	●			●
3 大和郡山市	○			
4 天理市	○			
5 橿原市	○			
6 桜井市	○			
7 五條市	○			
8 御所市	○			
9 生駒市	○	●	●	●
10 香芝市	●			●
11 葛城市	○			
12 宇陀市	○			
13 平群町	○			
14 三郷町	○			
15 斑鳩町	○			
16 安堵町	○			
17 川西町	○			
18 三宅町	○			
19 田原本町	○			
20 上牧町	○			
21 王寺町	○			
22 広陵町	○			
23 河合町	○			